

射水市特定不妊治療費（先進医療）助成制度について

射水市では、保険診療となる体外受精・顕微授精と併せて実施した先進医療について、費用の一部を助成します。（所得制限はありません。）

制度について

◆対象者◆ 下記についてすべて該当する夫婦

- ① 法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある者で、特定不妊治療以外の治療では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された方
- ② 治療時および申請受付日において射水市に住所を有している
（ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合も対象とします。）
- ③ 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- ④ 夫婦の属する世帯において徴収金（※）の滞納がない
※徴収金…市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及びその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費
- ⑤ 生殖補助医療に係る保険医療機関において、保険診療として特定不妊治療を受けたこと
- ⑥ 助成対象治療について、他制度の助成を受けていないこと
- ⑦ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方

◆対象となる不妊治療◆

令和5年4月1日以降に受けた先進医療技術による不妊治療

- ① 保険診療となる特定不妊治療と併せて実施された先進医療
- ② 先進医療として告示されている不妊治療で、その実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で実施されたもの。

助成の対象外：回数制限等により保険診療以外の治療となった特定不妊治療と併用して受けた先進医療費、単独で実施した先進医療費、入院時の食事代、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用

◆助成限度額◆ 1回の特定不妊治療と併せて実施した先進医療にかかった費用のうち7割について、15万円を上限に助成します。

（注意）1回の治療とは、「採卵」または「胚の解凍」から「妊娠の確認（妊娠の有無は問いません）」または「医師の判断による治療計画の中止」に至るまでの過程のこと。

◆申請期限◆ 1回の特定不妊治療終了日から1年以内

◆必要書類◆

①特定不妊治療費（先進医療）助成金交付申請書兼請求書

…申請者が記載してください。記載例をご覧ください。

②特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書

…医療機関へ記載を依頼してください。院外処方分は薬局へ記載を依頼してください。

③領収書、診療明細書の原本（受診証明書に記載されている分）

…原本は決定通知と共に郵送でお返しします。

④夫婦健康保険が確認できるもの…(ア)～(エ)のいずれか1つをお持ちください。

(ア)有効な被保険者証、組合員証又は加入者証の写し

(イ)保険者から交付された「資格情報のお知らせ」の写し

(ウ)保険者から交付された「資格確認書」の写し

(エ)マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」画面の写し

⑤通帳、キャッシュカード等振込先の口座情報（金融機関名、名義、口座番号）が確認できるもののコピー（名義と口座番号が記載されているページ）

…新規申請または以前と違う口座の場合に必要です。

⑥戸籍謄本（夫婦が記載されているものであれば抄本でも可）

…夫婦の住所が異なる場合にのみ必要です。

⑦事実婚関係に関する申立書

…事実婚関係にある場合に必要です。

①、②、⑦の書類は射水市HPからダウンロードできます。
申請前に必要書類を確認してください。

◆申請方法◆

必要書類を下記窓口へ提出または郵送してください。

◆助成金の交付◆ 口座振込（振込日は書面にてお知らせします。）

◆申請・問合せ先◆ 射水市こども福祉課

【申請受付】こどもすこやか係 〒939-0241 射水市中村 38(保健センター内) TEL0766-52-7080

【事務担当】こども福祉係 〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1 TEL0766-51-6546



Q&A

問1：いつ申請すればいいですか？

答：特定不妊治療（先進医療）の申請は、1回の特定不妊治療が終了してから、1年以内です。

申請期限がありますので、確認し、速やかに市に申請をしてください。

(注意) 1回の治療とは、「採卵」または「胚の解凍」から「妊娠の確認（妊娠の有無は問いません）」または「医師の判断による治療計画の中止」に至るまでの過程のこと。

問2：1年間に何回まで申請できますか？

答：申請回数の制限はありません。保険診療となる特定不妊治療と併用して受けたもので、申請有効期間内であれば、何回でも申請することができます。

※特定不妊治療が保険適用となる回数（特定不妊治療開始日妻の年齢が40歳未満：6回、40～43歳未満：3回）に準じる

問3：先進医療に要した治療費の一部について加入している保険から助成がありました。残りの金額について市も助成は受けられますか。

答：いいえ。国または地方公共団体、他の団体から助成をうけている場合は対象外となります。

問4：令和7年度中、すでに8万円の不妊治療費助成を受けました。保険診療となる特定不妊治療と併用して先進医療を開始した場合、令和7年度中で今後、市の助成は受けられますか？

答：保険診療となる不妊治療費の年度内の助成金の限度額は、30万円となっていますので、令和7年度中は既交付金を差し引いた22万円まで助成することができます。また、1回の特定不妊治療と併せて実施した先進医療の費用のうち、7割について15万円を上限に助成します。

問5：1回の特定不妊治療と併用して複数の先進医療による治療を受けました。
助成限度額はそれぞれの先進医療ごとに設けられますか？

答：いいえ。1回の治療とは、「採卵」または「胚の解凍」から「妊娠の確認（妊娠の有無は問いません）」または「医師の判断による治療計画の中止」に至るまでの保険診療となる特定不妊治療のことです。1回の特定不妊治療と併用して行われた先進医療の費用の合計の7割について、**15万円**を上限に助成します。

問6：射水市に転入する前から治療をしているのですが、助成してもらえますか？

答：いいえ。射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成の対象となります。転入前の治療については助成することはできません。

問7：射水市から今度転出します。転出前までの治療は、対象になりますか？

答：対象にはなりますが、射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成し、射水市に住所を有する時期に申請をすることとなります。転出後の治療や転出後の申請については助成することはできません。

問8：単身赴任のため夫婦の住所が違いますが、助成してもらえますか？

答：はい。勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合は、同一治療期間において他市町村の助成を受けていなければ対象とします。

